

社会保障制度と税制

一橋大学 高山憲之

1. 事実確認

- 1) 平成 10 年度以降、国税負担と社会保障負担に逆転現象が生じている (図 1)
- 2) 国民負担率の長期的推移をみると、社会保障負担率は景気の変動にかかわらず、ほぼ一貫して上昇してきた (図 2、図 3)
- 3) 国民負担率のピークは平成 2 年度であるが、その後も老年人口比率は急激に上昇している (図 3)
- 4) ヨーロッパの主要国と比較すると日本の消費課税や個人所得課税の負担は低い (図 4)
- 5) 日本の公租公課の中では最近、年金保険料負担が突出している (図 5)
- 6) 日本の再分配後所得 (個人ベース) は最近、60 歳以上の高齢者の方が 50 歳未満の人より高い (図 6)
- 7) 厚生年金・政管健保・雇用保険の収支は平成 15 年度から赤字に転落するおそれが大きい

2. 社会保険料負担の問題点

- 1) 社会保険料負担は個人所得課税や法人所得課税の課税ベースを縮小させている
- 2) 社会保険料は「用途が特定化されている目的税」の 1 つであると考えることができる
- 3) 社会保険料は「賃金税」としての性格が強く、逆進的であり、かつ中立的でもない
- 4) 社会保険料の段階的引き上げは世代間でみた負担の不公平感を高めるおそれがある
- 5) 社会保険料を今後さらに引き上げると、負担回避の動きが加速し、国民年金だけでなく厚生年金においても空洞化がますます進むおそれ強い

3. 増大する社会保障給付費をどう賄っていくのか

- 1) 給付抑制および給付課税の強化
- 2) 高齢者も原則として現役組と同じ基準で費用を負担する体制へ
- 3) オールジャパンによる公平負担：社会保障負担における 20 年遅れの「直間比率見直し」

4. 税金で賄うべき社会保障給付の再検討

- 1) 所得再分配上の配慮 (上に薄く下に厚い給付)
- 2) 社会保険料 (給付と直接結びついている負担に切りかえる) との住みわけ
- 3) 例示としての公的年金負担 (案)
- 4) 消費税を基礎年金・老人医療・介護の 3 分野だけに限定してよいのか
- 5) 「パイの大きさ」「パイの切り方」よりも「パイの味」にもっと注意と関心を

5. 「社会保障の将来像が明確でないことが国民の将来不安の一大原因となっている」「頻繁な制度改正が年金制度への不信感を生んでいる」という仮説は正しいか。むしろ社会保障制度改革の手順やルールが信頼されるものになっていないことの方が問題ではないのか

参考文献

高山憲之「税制改革の視点：社会保障給付と一体で」日本経済新聞・経済教室欄、平成 14 年 1 月 31 日。

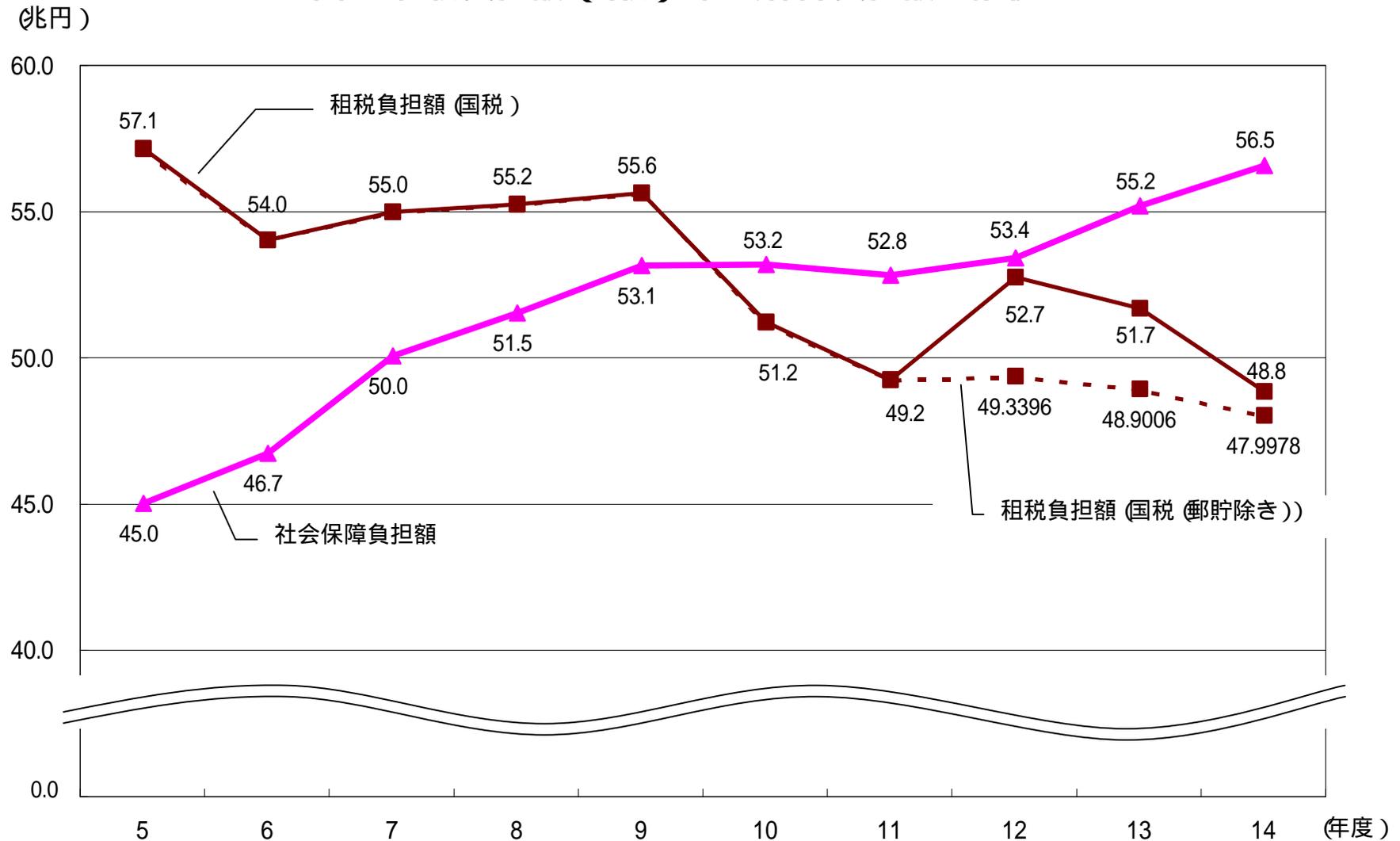
高山憲之「年金制度改革：負担と給付、一目瞭然に」読売新聞・主張提言欄、平成 14 年 2 月 18 日。

高山憲之『年金の教室』PHP 新書、平成 12 年。

website (<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/index.html>)

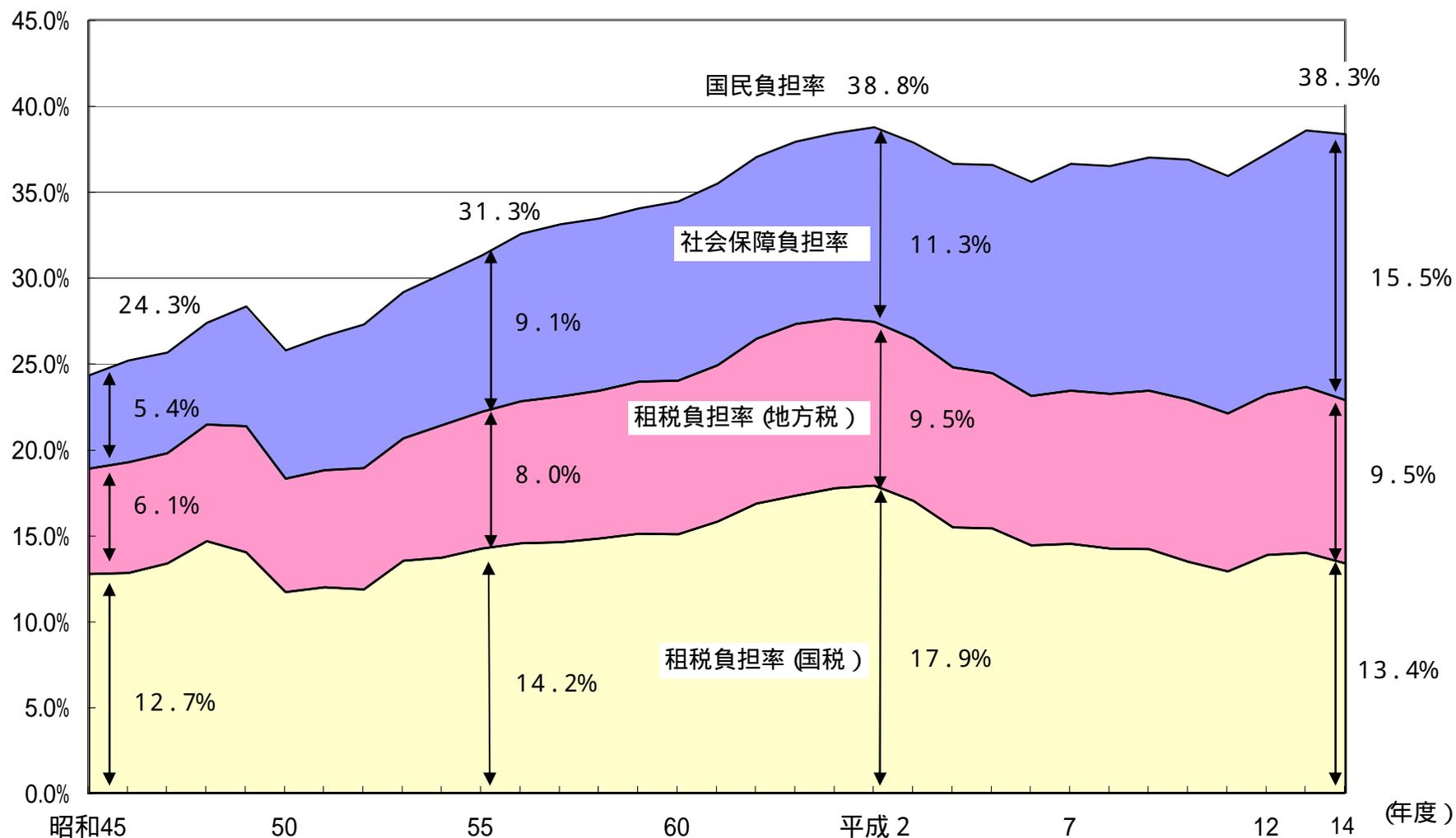
以上

図1 租税負担額(国税)と社会保障負担額の推移



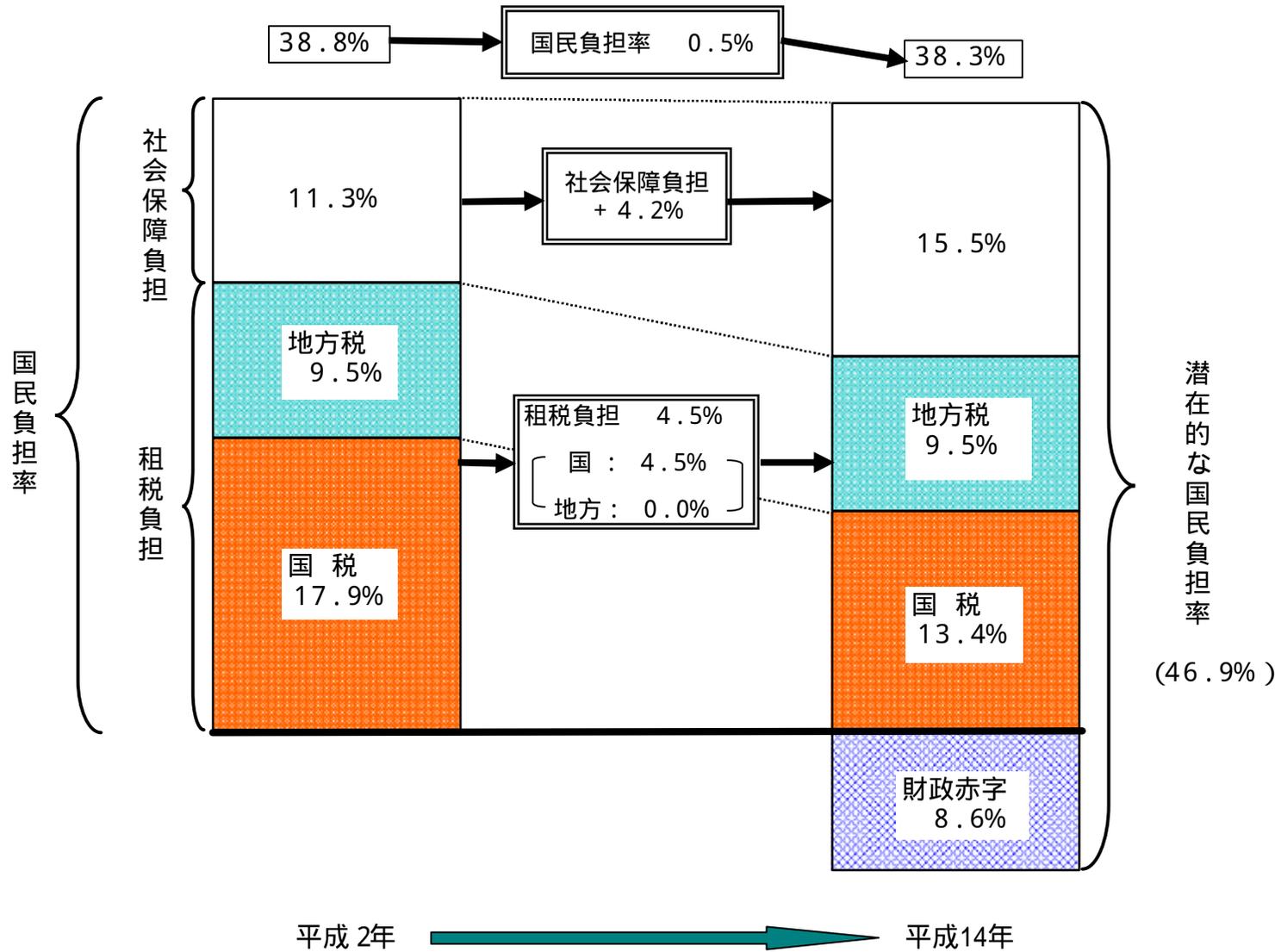
(備考) 1. 租税負担額(国税)は、租税収入ベースであり 特別会計分を含む。なお、12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。
 2. 社会保障負担額は、SNAベースであり 93SNAに基づく計数である。なお、12年度までは実績、13年度は実績見込み、14年度は見通し。
 3. 租税負担額(国税(郵貯除き))は、租税負担額(国税)から12年度以降の定額郵便貯金満期分にかかる利子税収を控除した額である。

図2 国民負担率の推移 (対国民所得比)



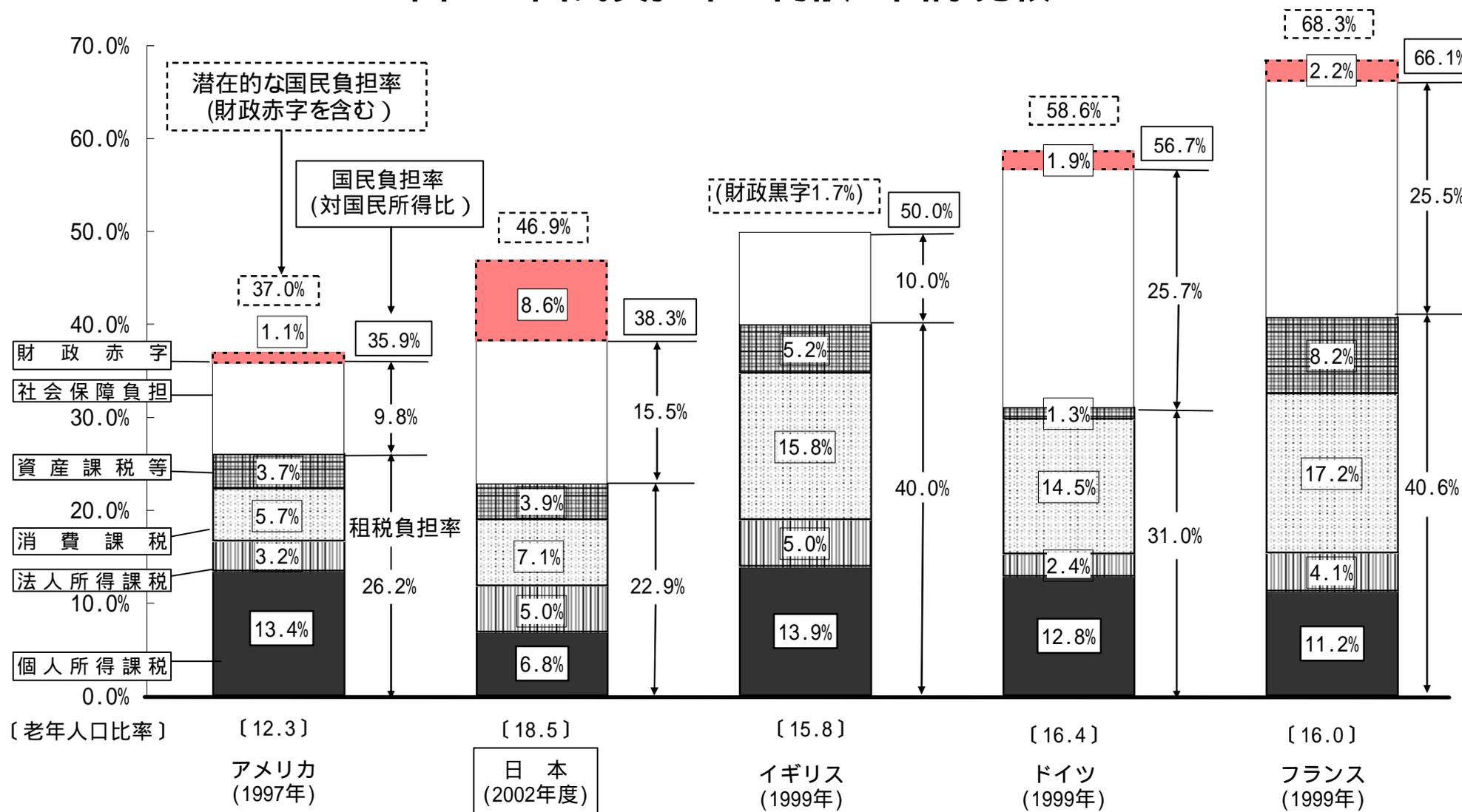
(備考) 1.平成12年度までは実績、平成13年度は実績見込み、平成14年度は見通しである。
 2.平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率の計数は、租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

図3 国民負担率 (平成2年・平成14年)



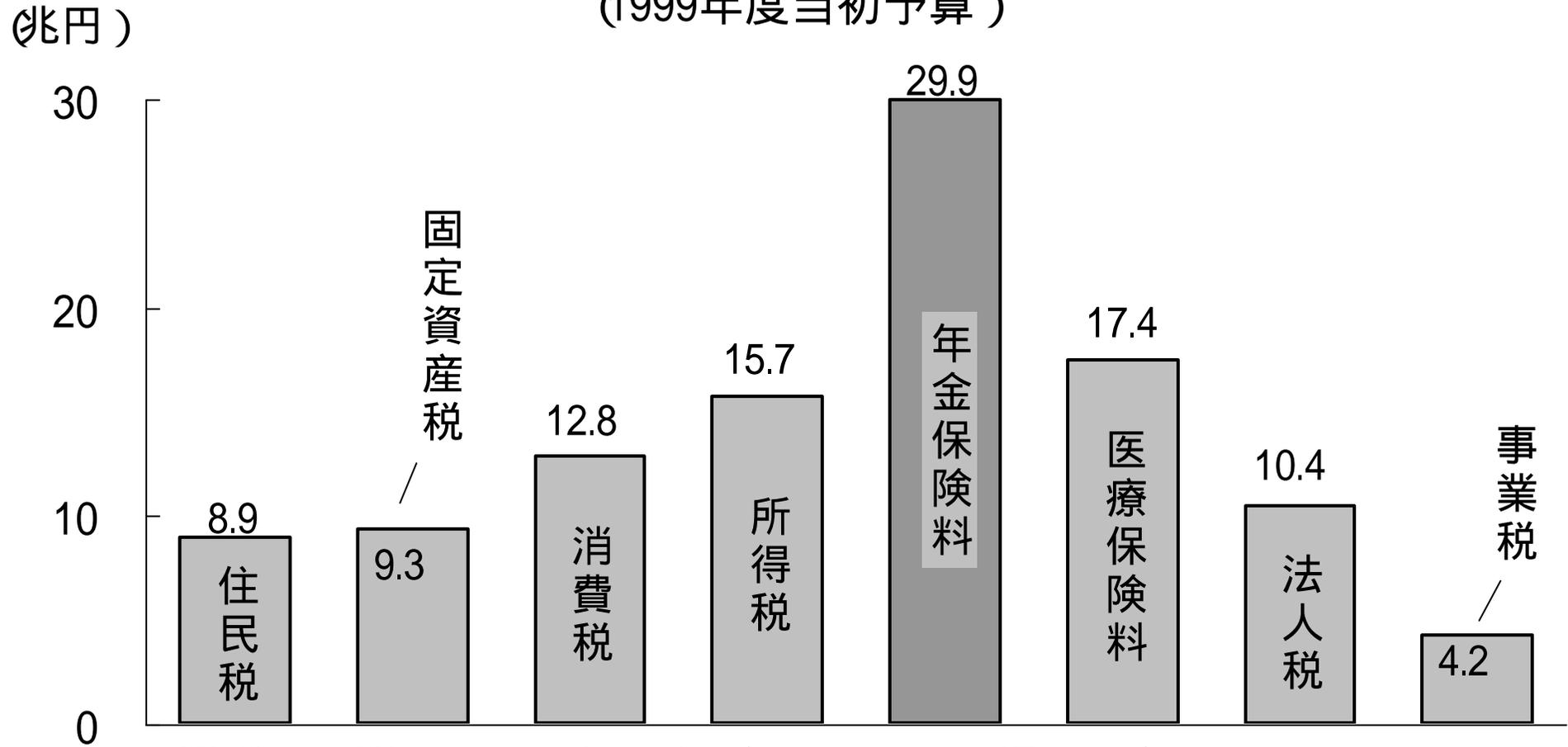
(注) 端数の関係で、計数の合計が一致しない部分がある。

図4 国民負担率の内訳の国際比較



(注)1. 日本は14年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

図5 年金保険料負担が突出して重い
(1999年度当初予算)



注 消費税は地方消費税込み。 出所 高山憲之『年金の教室』PHP新書、2000年(186頁)

	再分配前	再分配後
0-14	147.81	138.36
15-19	214.58	189.47
20-24	246.97	216.19
25-29	257.87	227.14
30-34	225.59	207.58
35-39	210.42	192.79
40-44	197.77	184.54
45-49	236.17	212.60
50-54	287.52	260.50
55-59	298.52	278.00
60-64	206.10	251.94
65-69	137.25	236.12
70-74	110.45	237.90
75-79	111.45	248.63
80+	149.36	290.34

